

一九世紀イングランドにおけるホッブズ再生の一背景

—— J・F・ステイヴンの周辺 ——

山 本 陽 一

- 一 はじめに
- 二 ホッブズの思想への封印
  - (1) グロートの視角
  - (2) 世俗化と民主化
- 三 テキストの出現と出版市場
  - (1) 規制から自由へ
  - (2) 著作権をめぐる論争
  - (3) ジャーナリズムの発展
- 四 おわりに

## 一 はじめに

本稿は、トマス・ホッブズ（一五八八—一六七九）の思想が一九世紀のイングランドで再生した背景を、ジェームズ・フィッツジェームズ・ステイヴン（一八二九—一八九四）に着目しながら考察しようという試みである。生没年からわかるように、両者の間には二〇〇年以上の時間差がある。一七世紀イングランドと一九世紀イングランドとは、社会の状況も違っている。一七世紀においてヨーロッパの覇者はオランダであり、イギリスは内乱に動揺していた。一九世紀においてイギリスは既に産業革命を成し遂げ、海外に広く植民地を築いていた。こうした時代の変化にもかかわらず、ホッブズの思想が二〇〇年後のイングランド社会に生きるステイヴンに影響を与えたのである。

J・F・ステイヴンは刑事法を専門とする学者であり、また、高等法院女王座部の裁判官でもあった。また、インドにおける立法委員としての経験をふまえ、本国イングランドで刑事法の法典化を試みたことでも有名である。このように彼は法律の専門家であったが、一方でジャーナリストとしても活躍した。彼は幾つかの雑誌に多くのトピックスについて膨大な数の論文を寄稿している。ステイヴンの全体像については実弟レズリーによる伝記もあることなので、ここで細説する必要はないであろう。<sup>〔1〕</sup>

上の略歴が示すようにステイヴンは様々な側面をもっているが、ステイヴンにアプローチする本稿の視角はきわめて限定されたものである。本稿の課題を一言で言えば、ステイヴンに対するホッブズの影響を考察するための準備である。本稿の目的は、ステイヴンの業績を総合的に評価することでも、また、彼のホッブズ解釈を直接取り上げて検討することでもない。本稿が目指しているのは、一九世紀のイングランドにおけるホッブズ再生の背景の一

部としてステイヴン周辺環境に光を当ててみることである。本稿で特に着目した環境は出版市場の在り方である。ホッブズ思想に対する関心の高まりは二〇世紀に膨大な研究を産み出したが、そうした研究史の直接の源流は、一七世紀というよりむしろ一九世紀に求められる。ホッブズの死後、その思想は、後述するようにイングランドの「教育システム」によって封印をされ、一九世紀になって再生した。そして、一九世紀におけるこの再生には功利主義的傾向をもった知的サークルが関与しており、この事情は、その後のホッブズ解釈の在り方を規定する要因の一つになったように思われる。その後、功利主義的解釈に対する反作用もあったが、最近では、こうした一九世紀との関連自体を断ち切って、一七世紀あるいはそれ以前のコンテクストのなかでホッブズ思想を見直すという研究動向が有力になって<sup>(2)</sup>いる。

本稿の関心は、ホッブズのテキストそれ自体というより、それに付加された解釈ないし理解のほうにある。本稿では、一九世紀のイングランドにおけるホッブズの再生が、ホッブズ解釈の一つの在り方、つまり、功利主義的なそれとどのようにかかわっているのかを探っていく。そして、一つの解釈が成立する背景には特定の歴史的コンテクストがあるということを示したい。ステイヴンの周辺にはそうした事情を物語る材料が豊富に見いだされるのである。ところで、一九世紀イングランドにおいてホッブズの影響はステイヴンだけに限られたことではなかった。ジェームズ・ミル、ジョン・オースティン、フレデリック・ポロックなどもホッブズから大きな影響を受けたと言われる<sup>(3)</sup>。とりわけ、主権理論についてホッブズの影響は大きく、ジェームズ・プライスによれば、主権理論は「ホッブズによって開始され、ジェレミー・ベンサムによって繰り返され、ジョン・オースティンによって延々と展開され、一九世紀の初めからほぼ七十五年間にわたりイングランドではかなり受け入れられた<sup>(4)</sup>」。プライスの指摘はホッブズの影響が一九世紀末には薄れてきたことを示唆するが、一方でアイルランドの自治問題をめぐりダイシーやステイヴンが帝国

議会の主権を擁護したことも忘れられるべきではないであろう。<sup>(5)</sup>

もとよりホッブズの影響の仕方は一様ではない。このことはホッブズにおける主権の成立過程を考えると明らかである。ホッブズの国家論において主権はそれに先立つ自然状態から契約を経て成立する。自然状態では人間は皆が自由であり、その自由を放棄するという契約を締結することで、主権の存在する余地が開かれる。さて、このような過程のうち、自然状態の段階に重点を置くか、あるいは主権の成立した段階に重点を置くかで、理解されるホッブズ像も違ったものになってくる。ホッブズの国家論は無政府の混沌（自然状態）から絶対的権力（主権）の誕生という極端な表現をとる。それゆえ、ホッブズの思想を評価する際には、自然状態か主権かという二者択一をすることは難しいのであり、現実にはそれら両極の間のどこかに視点を定めることになるであろう。そして、その視点が定められている位置は、論者のホッブズ解釈として表現されるだけでなく、その論者が自分を取り巻く状況にかかわっていく姿勢にも反映されるのである。

## 二 ホッブズの思想への封印

ホッブズの思想の復活に積極的な役割を果たしたのはジョージ・グロートとその助言を受けてホッブズ著作集を編纂・刊行したウィリアム・モールズワースである。<sup>(6)</sup>ここではグロートがモールズワース版著作集のために書いた新刊紹介の文章を取り上げたい。グロートは古代ギリシャ史を専門とする歴史家であったが、ロンドン旧市街の自宅を開放してベンサムやジェームズ・ミルなどとともに哲学的議論に参加していた。<sup>(7)</sup>モールズワースは、ホッブズの著作集をグロートに捧げ、その第一巻の冒頭に掲げた献辞のなかでグロートの参加していたこの知的サークルにも謝辞を述

べている。ホッブズの思想の復活の背後には、こうした特定の知的傾向をもった人々がいたのである。彼らは「哲学的急進派」と呼ばれ、個人の自由・平等、特権階級の排絶を主張し、民主化運動を推進した<sup>(8)</sup>。

ところで、ステイーヴンとこの「哲学的急進派」との関係は微妙な問題を含んでいるが、一八六〇年代に書かれた彼のホッブズ評価には「哲学的急進派」の影響がみとめられる<sup>(9)</sup>。ここではステイーヴンのホッブズ解釈に立ち入ることとはできないが、一点だけ簡単に指摘しておきたい。それは、無政府状態の容認である。ステイーヴンによれば、ホッブズの欠点は無政府状態を常に敵視したことである。無政府状態というのは、自由の別名であり、この自由に任せることによって解決の図られる問題もあるとステイーヴンはいっているのである<sup>(10)</sup>。このような無政府状態はホッブズの自然状態にあたるのだが、無政府状態を容認するステイーヴンはホッブズの自然状態論を柔らかく解釈することになる。つまり、自由な自然状態は戦争状態ではなく、そこには社会が存在するというのである<sup>(11)</sup>。こうした立論によって、自然状態はもはや否定されるべきものではなくなり、むしろ人間の能力に自由な活動を許す有益なものと理解される。この点でステイーヴンは自由放任を主張する哲学的急進派と同じ傾向を示しているといえることができる。

### (1) グロートの視角

モールズワース編纂のホッブズ著作集が出されるまでホッブズの著作は希少であった。ホッブズの死後に出された著作集としては一七五〇年のフォリオ版（約縦五〇センチ横三〇センチの大型製本）があるが、この版の数は少なく高価であり入手が難しいとされる。それゆえ、一般の読者がホッブズ思想に触れる機会はモールズワース版の出現までなかったのである。また、ホッブズについてのまとまった研究としては、ロバートスンの『ホッブズ』（一八八六年）を待たなくてはならなかった<sup>(12)</sup>。こうした状況においてホッブズ著作集の刊行は企画された。その第一巻『物体論』

が出されたとき、グロートはこの企画を高く評価し、その意義について一文を書いたのである<sup>(13)</sup>。

グロートがこの論文で主張しているのは、イングランドの「教育システム」がホッブズの思想に封印をしてきたということである<sup>(14)</sup>。しかしながら、グロートは教育システムの実体を具体的に描いていない。教育システムの実体については別稿で論じる予定である。さて、グロートがもつぱら批判しているのは、聖職者のホッブズに対する非難である。聖職者ないし教会は少なくとも一八七〇年頃まで教育システムの主たる担い手であった<sup>(15)</sup>。グロートは聖職者が意図的にホッブズのテキストを教育システムから追放したと考えたのである。

それでは、ホッブズの思想のどのような点が聖職者の抵抗を招いたのであろうか。以下順次説明していくように、グロートは四点を挙げている。もとより、これら四点はグロートの新説ではなく、ホッブズの生きていた当時から指摘されている<sup>(16)</sup>。しかし、ここで重要なのは、グロートの指摘した点にモールズワース版が刊行されるに至った理由、さらには、ホッブズの思想が再生した一般的な理由が示唆されているということなのである。

まず、聖職者の抵抗を招いたとしてグロートが挙げる第一の点は、ホッブズが教会権力を国家権力の下に従属せしめたということである<sup>(17)</sup>。これはホッブズのいわゆる主権理論の特質の一つである。一六世紀の宗教改革ではローマ教皇の権力が否定され、そこへの上訴も禁止された。ホッブズの主権理論はそうした宗教改革の流れを踏まえつつ、宗教そのものもつ政治性あるいは権力への志向を暴露した。そのため、ホッブズの理論はカトリックのみならず、イングランド国教会からも批判されたのである<sup>(18)</sup>。

第二の点は、ホッブズが聖職者を大学の教師として相応しくないとすることを明らかにしたことである<sup>(19)</sup>。この点についてグロートは具体的にどのようなことをホッブズが述べているのかを示していない。だが、確かなのは、ホッブズは大学を世俗化すべきだと考えていたことである。聖職者が大学を支配しているかぎり、そこでは国王の法律よりも神の

法が優先され、さらにそういう教育を受けた者により教会優位の教義が流布されることになる。この意味でホッブズは大学を反乱の中核であると言っている<sup>(20)</sup>。

第三の点は、ホッブズが個人の平等を説き、すべての特権的な階層あるいは団体を否定したことである<sup>(21)</sup>。この点は聖職者という宗教世界の特権階層だけに当てはまる批判ではない。法曹集団などに向けられた批判でもある。ここで問題にされているのは、基本的な人間関係の在り方である。ホッブズは国家理論を個人と個人の闘争という自然状態から始めることにより、個人間の契約の結果できた国家団体を一種の虚構とした。これに対して古くからある共同体的な団体はそこに伝統や身分秩序を引きずっており、そこでは個人は団体に対して従属的な立場に置かれる。ホッブズは絶対的権力の必要性を説いたが、その権力の形成過程において団体よりも個人を優先する論理を展開したのである。

第四の点は、ホッブズが人間の自然本性の利己的な側面を力説したことである。このような主張によって「人類の尊厳が損なわれた」とされる<sup>(22)</sup>。ホッブズのいわゆる人間は人間に対して狼であるという見解は、キリスト教の隣人愛あるいはアダム・スミスの説くような同感理論と対立するように見える。スミスは『道徳諸感情の理論』の中で、ホッブズが正邪の判断基準を専ら実定法に求めたことを批判している<sup>(23)</sup>。スミスの理論では、人間は一面で自己の利益を追求するが、他面、相手の立場に身を置いて事の正邪を直接感覚することができるとも考えられているのである。

## (2) 世俗化と民主化

上記のような諸点においてホッブズ思想は反発を受けてきたのであるが、一九世紀にいたってホッブズ思想に適合的な社会状況が現われ始めた。われわれはそこに、ホッブズの著作集が新たに編纂された時代背景を見ることが

できる。そこで、以下では上記の四点に対応させて、一八二〇年代から一八三〇年代にかけての社会状況を見ておきたい。

まず、第一の国家権力の優位、逆から言えば、教会権力の従属性については、教会裁判所の管轄権の見直しが挙げられる。国教会にあって国会に相当する教会会議は一八五二年まで約一五〇年間に渡ってその機能を停止していた。国教会の権力の行使は教会裁判所を通じて行なわれていた。<sup>(24)</sup>一六四一年にその管轄権が一時廃止されるまで、教会裁判所は独自の法伝統を維持しながら活動を継続していた。<sup>(25)</sup>しかし、その後、教会裁判所の活動は衰退し、結局、一八七〇年までにはほとんどの管轄権を教会裁判所は失うことになる。<sup>(26)</sup>一八二〇年から一八三〇年の間について言えば、十分の一税が管轄事項ではなくなった。

こうした事情から、教会裁判所の管轄権を再考する王立委員会が設置され、一八三二年に報告書が出された。<sup>(27)</sup>この委員会は、教会裁判所の数、裁判官の俸給、訴訟の種類と件数などを調査したのち様々な提言をしたが、その中でも重要なのは裁判機構の改革に関するものであるであろう。同委員会は、教会裁判における最終の裁判所をヘンリ八世以来の授権裁判所から枢密院に変更すべきであるという提言、また、特別教区裁判所を全廃すべきであるという提言をしている。<sup>(28)</sup>前者の提言は、一八五〇年頃から教義ないし典礼の正統性をめぐる訴訟というかたちで顕在化する国家と教会の対立の遠因であり、ステイヴンもこの問題にかかわることになる。<sup>(29)</sup>また、後者の提言は、中世的遺制を全廃し、裁判機構を近代化するという意味を持っており、大きく見れば最高法院法（一八七三年&一八七五年）の成立へと連なる動きであるといえよう。

さて次に、聖職者の反発を招いたとしてグロートが挙げる第二の点、即ち、ホップズの大学批判に目をむけてみよう。グロートがホップズの大学批判に注目し、それに反発した聖職者によってホップズが思想がイングランドの教育



システムから排除されたと考える理由は、むしろホッブズのテキスト、とりわけ『ビヒモス』に見いだされる。だがそのみならず、ホッブズの大学批判がグロートの目を引いた理由は、グロート自身がロンドン大学のユニヴァーシティ・カレッジの創設に深くかかわったこととも無縁ではないと思われる。このカレッジは宗教的影響を排除しようとした大学であり、この点でイングランドの高等教育の在り方に大きな変化をもたらした。そうした世俗的性格を示す一つのエピソードがある。同カレッジの哲学講座の教授職はいかなる宗派の聖職者にも開かれるべきではないというグロートの主張により、同講座が空席のままユニヴァーシティ・カレッジは一八二八年開校したのである。<sup>(30)</sup> また、グロートが遺言によって創設した「心理学&論理学」の教授職は、いかなる宗教の司祭もその候補者として承認しないという性格のものであった。<sup>(31)</sup> ちなみに、前記『ホッブズ』を著したロバートソンはこのポストについていた。

さて次に、ホッブズが個人の平等を説き、伝統的団体の特権を否定したことに目をむけてみよう。このホッブズの主張に反発したのは聖職者集団に限定されない。既に触れたように、ホッブズの自然状態における人間関係は個人の拮抗・対立であり、そこには団体が自明のものとして存在する余地はない。存在するものは個人だけであり、各人をつなぐ絆はこれから作り上げられるべきものであり、所与のものではない。

こうした主張の中に含まれる平等論を取り上げてそれをホッブズ不評の一因としたのは一七世紀当時のホッブズ批判と同様であるが、グロートの指摘は彼自身の政治的主張とも不可分であった。グロートは一八三一年に議会改革についての論文を出しているが、そこでの論旨の一つが個人間の平等である。<sup>(32)</sup> グロートは社会全体の一般的な利益を中小の利益団体が阻害しているとし、そうした利益団体の影響力がなくなるほどに選挙権者の母体を拡大すべきであると主張する。そして、投票に際しては利益団体による私的な圧力がかからぬよう秘密投票にすべきであると主張する。これは投票が純然たる個人の判断と責任において行なわれることをねらったものであり、個人の平等という理念

に適合する。しかし、一八三二年に成立した選挙改革法は中流市民に選挙権を解放しただけで普通選挙にはまだ程遠いものであった。

最後に、グロートが挙げた第四の点、即ち、ホッブズが人間の自然本性の野獸的側面を力説したことに触れよう。ホッブズは自己保存あるいは利己心の要求を人間の行動の中核においた。この主張はキリスト教的慈愛あるいは道徳的感情と対立するものであった。こうした人間理解のためにホッブズの思想はイングラントの教育システムから排除されることになったが、グロートはこうしたホッブズ批判を不当なものであると主張した。ホッブズによって描かれる人間は、国家を創造する契約の締結の是非について功利の原理に照らし、自らの理性によって判断する。グロートはホッブズが主体的・理性的な個人を描いたのであり、それは決して人類の尊厳を傷つけるものではなく、むしろ人間の知性を表現していると反論する。

ホッブズの描く人間は功利の原理に従って行動し、そうした人間は知性的であるというグロート見解は価値観の転換を図るものであった。つまり、知性の概念を世俗化し、今まで聖職者や政治家から野卑であると軽蔑されていた一般民衆を知性的であると言うことで世界をひっくり返して見たのである。このように世界をひっくり返して見るといえるのは、ホッブズの手法でもあるのだが、それは単なる空想ではなく、やはりそれに対応する現実が論者たちに洞察されていたのである。グロートは、来たる一八三二年の選挙改革法を前に革命の気配を感じていた。そして、一八三二年に先立つ約四〇年の間に、ジャーナリズムの発達によって一般民衆にも政治的情報が行き渡り、一握りの人間による政治的知識・感情の独占は崩れていると指摘した<sup>33</sup>。ピューリタン革命を経験したホッブズにしても、契約によって人間が作る国家を「いつかは死ぬ神」と言い、また、「神の法」を万人が自己保存原理から導き出しうる「自然法」と同一視することで、天国と地上の国を逆転した。ホッブズおよび彼を支持するグロートのような「哲学的急進派」

に批判的な論者は次のように言っている。「彼ら『哲学的急進派』は『良き統治を実現する手段は知性である』という点でホッブズに同意する。しかしそれは、教養ある階層の声を無教養な一票の支離滅裂な叫びによってかき消すことなのである<sup>(34)</sup>」。

このように、ホッブズの著作集が編集された背景には世俗化と民主化の進行という社会状況があり、ホッブズの思想は社会の革命的な雰囲気を助長する要素を含んでいた。ホッブズが説いた主権の絶対性は一見すると革命あるいは無政府主義に対立するように見えるが、その根底にある哲学は、従来の秩序、とりわけ、キリスト教的な秩序を切り崩す要素を持っていたのである。モールズワースの編集が完結したとき、ある論者はキリスト教的秩序を擁護する立場から、編者の企画を批判した。この批判のなかで論者は、ホッブズの唯名論は人間を不確実で流転きわまりない「夢の世界」に置き、ホッブズの唯物論は、人間を工場の製作機械およびその作動原理である「法則」に隷属させると指摘した<sup>(35)</sup>。「夢の世界」にも「法則」の世界にも神が不在であるという点で、ホッブズの哲学はキリスト教的秩序に対する挑戦であると受け取られた。もとより、こうした批判は一七世紀にもあり、この論者がホッブズの哲学に時代を超える性格をみとめたこともうなずける。すなわち、『リヴァイアサン』は、その内容ゆえに、いかなる特定の時代にも属さない。それは、品格に欠ける誤った仮定を基礎にしているとはいえず、アプリオリに社会秩序を構築しようという試みであり、社会主義者「ロバート・オーウェン」の『新しい道徳世界』あるいはプラトンの『国家篇』と同様に、まさしく理念的なものなのである<sup>(36)</sup>」。

### 三 テキストの出現と出版市場

以上のように、ホッブズ著作集刊行の背景には、ホッブズの思想に自らの理想を見いだしたグロートのような改革推進者がいたのであるが、ホッブズの思想の再生とは、即物的に言えば、ホッブズの著作集が出版市場で売買されたということでもある。ホッブズの影響も、このことなしには不可能であった。レズリー・ステイヴンによれば、一八世紀にはホッブズはロックに取って代われ、その思想は忘却されていた<sup>(37)</sup>。ロックの著作集は一八〇一年に一〇版を、また、『人間悟性論』は一八〇五年に二一版を数え、その後もそれぞれ版を重ねていった<sup>(38)</sup>。こうした状況において、ホッブズの思想が再び影響力を取り戻すには、市場を通じてその著作を容易に入手できるということが不可欠である。そうした市場が成立・拡大していくという条件は、一八世紀末から一九世紀前半において急速に整いつつあり、この事情を無視してはホッブズの再生という現象も十分に理解することはできないのである。

一九世紀イングランドにおけるホッブズの思想の影響を理解するうえで、その思想の内容と時代の対応関係もさることながら、出版市場における自由放任の傾向とその延長線上にあるジャーナリズムの発達を無視することはできない。ステイヴンのホッブズに関する論文は『土曜評論』という雑誌に、また、ホッブズの思想を色濃く反映しているといわれる『自由・平等・博愛』も、元は『ポール・モール・ガゼット』という雑誌に掲載されたのである。ステイヴンはホッブズについての論文でしばしばホッブズの古めかしさに触れ、そのたびにその思想の「現代化」を試みている。これは雑誌の読者に対して二〇〇年前の思想を「翻訳」することといわれる<sup>(39)</sup>。ホッブズの影響は、モールズワース編纂の著作集の刊行と並んで、こうした雑誌における「翻訳」にも負っていたのである。

（一）規制から自由へ

さて、一九世紀におけるホップズの影響を考えるうえで、ホップズの著作が販売された市場の性格を知っておくことは重要である。ホップズ自身は同時代にも大きな影響を与え、多くの支持者を持っていた<sup>(40)</sup>。しかし一七世紀におけるホップズの影響と一九世紀におけるホップズの影響は、違った性質のものであったと考えられる。その理由の一つは、一七世紀の出版市場は小さく、その読者もきわめて限定されていたのに対し、一九世紀の市場は規模も大きく、より多くの読者を対象としていたことに求められるであろう。

このような一七世紀と一九世紀の出版市場の規模の違いを与えた原因は一つではなく、いくつかの原因の複合であると考えられる。本稿で特に注目したいのは、書物の出版・販売に直接かかわる業者の活動形態であるが、それを説明する前に、ここではまずほかの二つの要因について言及しておきたい。その一つは、読者の存在である。読者は出版市場における消費者であり、その消費者の質や量によって市場の規模が左右されるのはいうまでもない。一般の読者層が増えはじめるのは名誉革命より後のことであるといわれ、それ以前の読者は主として、宮廷関係者、聖職者、大学人といったエリートに限定されていた<sup>(41)</sup>。一七世紀におけるホップズの支持者あるいは批判者もそうした階層の読者であった。つぎに、出版市場の大きさを左右する要因として印刷技術の革新を挙げることができであろう。一五世紀後半に活版印刷技術がイングランドに導入されたことは画期的な事件であったが、一七世紀と一九世紀の市場規模を比較するうえで重要なのは、やはり産業革命である。印刷工場の原動力が蒸気機関になると、大量の印刷物で大量の需要に対応できるようになった。とりわけ、蒸気機関が水力によらず石炭によって作動するようになる<sup>(42)</sup>、工場は河川流域から都市に移転可能となり、鉄道網の拡大と相俟って、生産者と消費地との距離も縮まったのである。

さて、一七世紀と一九世紀の出版市場の規模の違いに密接不可分なのは、書物を供給する側において出版・販売に携わる人たちの人間関係の在り方である。<sup>(43)</sup>一六世紀および一七世紀のイングランドにおいて書物の出版・販売は書籍出版業者組合と呼ばれるギルドによって規制されていた。<sup>(44)</sup>このギルドは所属している業者に書物の出版・販売を限定することで、海賊版や輸入本を国内市場から閉めだし自らの利益を独占していたのである。こうした独占権を保持するためギルドはやがて国家から特許状をもらい、一種の国家警察のような機能を果たすようになったともいわれる。すなわち、ギルドは、宗教的異端の書あるいはギルドの構成員以外の者により出版された書物を摘発してそれを焼却し、特許状の規定を逸脱して出版行為をした者を投獄する権限を与えられたのである。<sup>(45)</sup>また、輸入される書籍荷物の開封には国教会とギルドの代表者の立ち会いが義務づけられた。<sup>(46)</sup>こうしてギルドは自らの特権を国家によって保障されたのであるが、それと引き換えに自らの自由を制限することにもなった。とりわけ国家はギルドにおける印刷機械および活字製造業者の数を厳しく限定した。<sup>(47)</sup>こうした制限が市場の規模拡大の足かせになったのである。

ホップズがその政治学的著作を書いたのは、こうしたギルドとその背後にある国家の規制が一時的に弛緩した時期と重なるが、それは言論・出版の自由の到来を意味するわけではない。たしかに、一六四一年に星室裁判所が廃止されたことにより、印刷業者の数と力は増大したと言われる。<sup>(48)</sup>また、教会裁判所の廃止、国教会の首長である国王の不在が、宗教的な寛容をある程度実現する要因となった。しかし、新たに執筆された書物に対する管理は一六五〇年代にきわめて厳格になったと言われる。<sup>(49)</sup>『リヴァイアサン』は一六五一年の初版からまもなく印刷不許可となり、前記書籍出版業者組合による摘発が行なわれ、その結果、『リヴァイアサン』をオランダで印刷したのち本国に持ち込むというケースも生じたのである。<sup>(50)</sup>こうした事情を踏まえ、ステイブンは次のように言う。「一七世紀の前半世紀、どれほど多くの知性がその時代の宗教や哲学、特に、キリスト教哲学に徹底した反対をして幽閉されなければならなかった

か。この事実を認識することなしにその書物『リヴァイアサン』を読解することはできないのである<sup>(51)</sup>。

王政復古とともに教会裁判所も復活され、ギルドを通じて出版・販売業者に加えられる国家の規制も一六六二年に「印刷許可法」(13 & 14 Car.2, c33)によって再開された。しかし、実際にはこの制定法は一六七九年ごろには既に機能しておらず、ギルドの力も王政復古後は低下した<sup>(52)</sup>。この法律は一六七九年に正式に失効したのち一六八五年に延長されたが、一六九五年に廃止された。それは、ギルドの特権がもはや国家によって保護されなくなったことを意味した。このような境遇にあったギルドは、後述の一七一〇年の著作権法の成立過程でロビー活動を展開して一定の成功を収め、この法律をギルドの伝統的な商慣習の再認であるとみなした<sup>(53)</sup>。

このようにギルドの出版活動は次第に衰退していくことになるが、しかしそれは、出版業者間にあったギルド的結束の消滅を意味するわけではない。その後もギルドの構成員には仲間意識が生き続けたのであり、それが個人主義的な自由放任の思想と対立することになるのである。一八世紀初頭におけるイングランドの出版市場を支配していたのは、わずか百人にも満たないロンドンの有力な業者であった<sup>(54)</sup>。彼らは仲間の何人かと共同で同じ一冊の書物を出版し、著作権を共有した。これにより、その書物の出版に伴う経済的リスクを軽減すると同時に、その書物をギルドの登録簿に登記することによってそこから得られる利益を独占したのである<sup>(55)</sup>。こうした書物は、Chapter Book 後には Trade Book と呼ばれ、例えば、サミュエル・ジョンソンの『イングランドの詩人の生涯』の出版にはロンドンの有力業者六〇人が参加している<sup>(56)</sup>。

## (2) 著作権をめぐる論争

上記のような共同出版事業は、一つの重要な基礎の上に成り立っていた。それは、著作権の永続性に対する信念で

ある<sup>(57)</sup>。著作権の永続性は一種の商慣習のようなものとして業者の間で信じられており、コモンローにより保障された権利であると考えられていた。それゆえ著作権はほかの財産と同様に相続の対象であった。上記のように著作権は他の同業者と共有されている場合が多かったから、家業の継承者は相続した著作権を通じて出版の共同事業に参加できた<sup>(58)</sup>。このように著作権の永続性という概念は出版市場の独占を正当化していたのである。ところが、そうした永続的な著作権を否定する判決が貴族院で出された。一七七四年のドナルドスン対ベケット事件の判決がそれである。この判決は、著作権の共有を通じて結束していた出版業者の関係を希薄なものにし、代わって出版市場における個人主義、自由放任主義の傾向を加速するきっかけとなったのである。

ドナルドスン対ベケット事件の概要は以下のとおりである<sup>(59)</sup>。問題となったのは、エディンバラの出版業者ドナルドスンが一七六八年に出したトムスンの詩集『四季』の著作権である。この詩集に含まれている作品は一七二九年に出版されていたが、ドナルドスンはすでに著作権は消滅していると判断し、上記詩集を出版した。この判断の根拠となったのは、一七一〇年の著作権に関する最初の制定法「学識を奨励するための法律」である。これによれば、この制定法以後新たに出版されるものについてはその出版から一四年で著作権は消滅し、著者が生存している場合にはさらに四年の延長が認められるというものであった。したがって、上記トムスンの詩集の著作権は、最長の場合でも一七五七年に消滅しているはずであるというのがドナルドスンの見解である。一方、ベケットは、著作権は制定法に基づいた権利ではなく、コモンローによって保障された権利であり、それは永続的なものであると主張した。一七六九年にベケットは、上記詩集に含まれている作品の著作権を、一八世紀後半に活躍した当時を代表するロンドンの出版業者アン・ドリュュー・ミラーの遺族からオークションを通じて購入した。しかし、当時のこうしたオークションは、地方の業者などを排除して行なわれており、ロンドンの一部の有力な出版業者に対する反感が高まっていた<sup>(60)</sup>。



判決においてコモンロー上の著作権の永続性は否定された。著作権はコモンロー上存在するとしても一七一〇年の制定法によって有効期間が限定されたのだと理解された<sup>(61)</sup>。これにより、ギルド的独占はその基礎を失い、自由放任主義が加速された。既に出版市場には大量の消費者が出現しており、出版業者は競って消費者の嗜好の動向を察知し、彼らの欲求を満たす作家を発見しようと努めていた<sup>(62)</sup>。ミラーなどもそうした出版業者の一人であったが、彼は共同事業による出版もしていたから、依然ギルド的な体質を備えていたと考えられる。一方、ドナルドスはそうした体質から自由なスコットランドの進取的企業家であった<sup>(63)</sup>。スコットランドとイングランドは一七〇七年に連合したが、法と宗教については従来どおり固有のシステムが維持される一方、経済的には完全な統一が実現された<sup>(64)</sup>。このような状況下においてドナルドスはスコットランドで印刷した安価な書物をイングランドの市場で販売し、ロンドンの出版業者の共同体と鋭く対立したのである。

モールズワースがホップズ著作集を刊行した時期の出版業界も基本的には自由放任主義であったということができる。たしかに、書籍の廉売を抑制するため、旧来の出版業者が中心となって「出版業者協会」が一八二九年に組織化され、新興の安売り業者に対し制裁が加えられたという事情はある。しかし、この対立も一八五二年に価格統制を不当とした決定により自由放任主義の勝利というかたちで一応の決着をみる<sup>(65)</sup>。この決定が下された事件では、上記出版業者協会とそれに反発する廉売業者との間で、協会の規約の妥当性が問題となった。その規約によれば協会は書物の小売り価格を統制でき、それに違反する小売り業者は書物の供給を停止されたのである。決定ではこうした規約は自由な取引を阻害するものと判断された<sup>(66)</sup>。この事件の一方の当事者であるチャップマンは、協会を皮肉って次のように述べている。「価格統一の立法をしようという試みは、東方のちっぽけな独裁者にみられがちな無知の産物の一つである。こうした無知な試みが、ロングマン氏やマリーリ氏のような人たちの実務的な知識に指導されているイングランド

人の集まりで信奉されるとは考えがたいのである<sup>(67)</sup>。ここでいう「東方」とは、チャップマンの店舗が位置していたロンドン西部から見たロンドン旧市街を示している。また、「イングラント人の集まり」とは出版業者協会のことであり、その中心メンバーがウィリアム・ロングマンとジョン・マリーであった。ちなみに、協会の規約に関するこの決定には前記ジョージ・グロートが加わっていた。

最後に、モールズワース版の出版元であるジョン・ポーンについて付記しておく<sup>(68)</sup>。ジョンはドイツ生まれの製本業者である。一八世紀末の混乱を避け一七九五年にロンドン西部に移住する。この地域に住む出版業者は大衆向けの文学などを主に扱っており、学校のテキストや学術書を扱っていた旧市街の出版業者と対照をなす<sup>(69)</sup>。ジョンはやがて古書を扱うようになったが大陸的視野をもって需要の動向を探っていたようである。長男を一八一四年から一八三〇年にかけてフランス、オランダ、ベルギーに派遣して買い付けをしている。また、次男には家業を手伝わせるのに先立ちゲッティンゲン大学で教育を受けさせている。しかし、ジョンは息子たちとのパートナーシップを拒否し、二人の息子は各自で出版業を営むことになる。さて、ジョンはホップズ著作集の刊行中の一八四三年に八十六才で死去した。その財産はオークションにかけられたが、おそらくはこの中にホップズ著作集の出版権も含まれていた。著作集の出版元は刊行の途中で旧市街の有力業者ロングマン・ブラウン・グリーン&ロングマンズに移っている。既に触れたように、ウィリアム・ロングマンは上記出版業者協会の中心メンバーの一人であった。ジョンの長男は一八五〇年に協会から販売停止を強要されているが、そのときの協会の最高責任者がこのロングマンであった<sup>(70)</sup>。

### (3) ジャーナリズムの発展

さて、このように出版の世界において自由放任が主張されるようになると、知識も商品の一つとして市場の原理に

従って売買されるようになった。大衆に人気のある書物はよく売れ、値段も安くなる。出版物の形態についても手頃な値段である新聞や雑誌が増えてくる。<sup>(71)</sup>これに対して、新たに校訂された古典のテキストなどはそのほとんどがドイツから輸入されるようになったといわれている。<sup>(72)</sup>大学の出版局は、自由放任主義のなかで窮地に立たされていた。勅選印刷業者がもっていたスコットランドにおける聖書出版の独占権が消滅すると、スコットランドから安価な聖書が流入してきた。このため、ケンブリッジ大学出版局はほかの業者とパートナーシップを組むか業者に出版部を賃貸するかしなければ採算が合わないという状況に陥ったのである。<sup>(73)</sup>以下の記述は、出版市場におけるこうした変化を表現すると同時に、世論を形成する力の所在について起こった変化を明らかにしている点で興味深い。大学はもはや言説の唯一の発信源ではなくなつたのである。

叡知に満ちたフォリオ版製本は、大学や修道院の俗世界とは縁のない学究的著述にふさわしい型である。こうした書物は自由に出版されるとはいえ、その影響力は限られている。しかし、批評、雑誌、新聞がより迅速に生き生きと主張するとき、出版が自由であることによつて社会生活を営む人々の心、作法、行動、習慣がどれほど甚大な影響を受けるかは疑いようがないのである。<sup>(74)</sup>

ステイーヴンは、「ジャーナリズム」と題する論文で、ジャーナリズムの発展を一九世紀における最大の歴史的事件の一つととらえている。<sup>(75)</sup>その意味は、「世論と呼ばれる見えざる力」がジャーナリストと読者の相互関係から生まれてくるようになったということなのであるが、ジャーナリズムの発達を通じて、言葉あるいは知識に対する新たな態度が助長されたことも見逃せない。この新たな態度とはジャーナリストと読者の双方について当てはまる。ステイーヴ

ンは、良いジャーナリストの能力を「迅速そしてほとんど無意識に、流れ行くその日その日の意見で心を一杯にし(三三)、その意見を精緻に結び合わせて魅力的な形態にし、特に、一つの焦点に意見を収斂させる力」であるという。<sup>(76)</sup>これは、大学が知識に対して取る態度とは対照的である。大学での教育は心を「形成する」(form)ものであり、心を知識で「一杯にする」ものではないとされたのである。<sup>(77)</sup>後で触れるように、ここで「知識」というのはギリシャ語・ラテン語で書かれた古典をさす。そうした知識は日々移行行く意見とは違い普遍的なものとされたのである。

知識に対する読者のかかわり方もジャーナリズムの発展とともに変化してきた。読者は知識の消費者となり、消費者の嗜好が重視されるようになる。それは、知識の内容についてのみならず、知識の表現形態についてもいえる。以下に示すステイヴンの文章からも明らかのように、読者は消費可能な形で売られる知識を欲している。それはもはや難解な理論ではなく、忙しい勤め人が時間をかけずにすぐ理解できるような情報でなくてはならない。このような知識に対する消費者の態度は、ステイヴンが指摘するように、生活の近代化とそれに即応したジャーナリズムの発達によって促進された。<sup>(78)</sup>

現代の人間は巣箱の中の蜂のように生きている。巧みに絶え間なく働いて小さな成果を産み出し、大抵はそれで成功を収めている。このため人々は、日々繰り返される仕事と無関係なことに心を遣うことがほとんどなく、したがって、知的な生活は「ひき肉」に頼らざるを得ない。つまり、彼らの食物は食べる前に細かく切り裂かれ、即座に食欲をそそり消化を助けるほどに加工されていなくてはならないのである。新聞の論説はこうした需要に応えるために、現在見られるような完成した姿に発達してきた。<sup>(79)</sup>

このようにジャーナリズムは、誌上を通じてすぐに役立つ情報を提供したのであるが、そこでは情報は商品であり、読むことは消費行為である。こうした理解は大学における知識あるいは教育の観念と対立した。大学における教育の中心にはギリシャ語・ラテン語で書かれた古典があった。一九世紀の初めから大学改革が叫ばれた理由の一つはこうした大学のカリキュラムにあった。ステイヴン自身も、情報の伝達 (information) と教育 (education) という区別を根拠のないものとして否定し、従来の大学教育の在り方を批判した<sup>(80)</sup>。しかし、大学における古典教育から得られる知識を商品として見たときその価値は低かったのかといえ、実はそうではなかったというのも事実であり、大学問題の複雑さがうかがわれる。

#### 四 おわりに

本稿の課題はホップズの再生の背景を考察することであったが、ここでさらに、大学というもう一つの背景的要素に突き当たる。ホップズの著作が影響力をもつためには、それが活字となって出版市場に現われるだけでなく、それを受け入れる読者の存在が不可欠である。前章で見たジャーナリズムの発展は、市場における読者の数の増大を前提とする。では、そうした読者数の増大はどのようにして可能になるのだろうか。一般的に言えば、そうした読者を出版市場の拡大に合わせて量産する方法は、教育制度の拡充・組織化であろう。

教育制度といっても様々な段階があるが、ホップズ著作集のような書物の読者を開拓するのは直接的には大学のよいうな高等教育機関であると考えられる。ホップズの著作集には英語によって書かれたものだけでなく、ラテン語による著作も含まれていた。このことは、人口に占めるラテン語修得者数の割合を考えれば、知識の商品化という流れに

逆行しているようにみえる。しかし、ラテン語教育、より一般的には古典人文学がイギリス社会でどのような意味をもっていたのかを考えると、そうした出版事業も理解できるのである。

もとより大学における古典語教育がホップズの読者を直接的に増やしていたということではない。グロートが指摘していたように、ホップズ思想に封印をしてきたのがイングランドの教育システムであるとするれば、教育システムの頂点に位置する大学にその原因が集約的に現われているのではないかと推察されるのである。

- (1) Stephen, Leslie (1895) *The Life of Sir James Fitzjames Stephen*, 2nd edition, Smith, Elder, & Co., London; Smith, K. J. M. (1988) *James Fitzjames Stephen, Portrait of a Victorian Rationalist*, Cambridge U. P.
- (2) Greenleaf, W. H. (1969) 'Hobbes: The Problem of Interpretation', *Hobbes-Forschungen*, herausgegeben von R. Koselleck u. R. Schnur, Dunker & Humblot, Berlin, SS. 9-31. 三古敏博「イギリス・ドイツのホップズ研究の動向」『社会思想史研究』No3 一九七九年、ミネルヴァ書房、一六三—一六四頁。
- (3) Francis, Mark (1980) 'The Nineteenth Century Theory of Sovereignty and Thomas Hobbes', in *1 History of Political Thought*, pp. 517-540.
- (4) Bryce, James (1901) *Studies in History and Jurisprudence*, Oxford University Press, p. 523.
- (5) Dicey, A. V. (1886) *England's Case against Home Rule*, 2nd edition, John Murray, London; MacColl, Malcolm (1887) 'Professor Dicey on Home Rule' 51 *The Contemporary Review*, pp.84-103; 'Sir James Stephen on the Irish Bills I', *The Times*, 29 April, 1886, p. 8; 'Sir James Stephen on the Irish Bills II', *The Times*, 1 May, 1886, p. 12.
- (6) Grote, Harriet (1866) *The Philosophical Radicals of 1832*, Burt Franklin, N. Y., 1970, pp. 41-45.
- (7) 'George Grote', 135 *The Quarterly Review*, 1873, p. 109. ヘルマン・グロートの著書『1832年の哲学者』(1970年)の135頁を参照。

- (1979) *The Philosophic Radicals, Nine Studies in Theory and Practice 1817-1841*, Clarendon Press, pp. 406-438.
- (8) 哲学的急進派の思想には二つの対立する原理が含まれていると言われる。一つは、国家の立法による介入を通じて合理化を推進するという法実証主義的な原理である。もう一つは、国家の干渉を受けない自由な各人の経済活動を調和させる自然法があり、その作用によって富を最大に引きだすことができるという自由放任主義である。Halevy, Elie (1972) *The Growth of Philosophic Radicalism*, trans. by Mary Morris, Augustus M. Kelley Publishers, pp. 487-514.
- (9) 「哲学的急進派」のひとりJ・S・ミルの書いた『自由論』に対して、ステイーンはその出版当初は好意的な評価を与えていたが、インド赴任を契機に批判的態度へと変化してゆく。Colaiaco, James A. (1983) *James Fitzjames Stephen and the Crisis of Victorian Thought*, The Macmillan Press Ltd, p. 123.
- (10) J. F. Stephen (1892) *Horae Sabbaticae*, Second Series, Macmillan & Co., pp. 64-65.
- (11) *Ibid.*, p. 69.
- (12) Robertson, George Croom (1886) *Hobbes*, William Blackwood & Sons, London.
- (13) Grote, George (1839) 'Notice of Sir William Molesworth's Edition of the Works of Hobbes', in *The Minor Works of George Grote*, Alexander Bain (ed.) 1873, pp. 59-72.
- (14) *Ibid.*, p. 60.
- (15) Craik, Henry (1896) *The State in Its Relation to Education*, 2nd edition, Macmillan & Co., London, p. 15.
- (16) Bowle, John (1951) *Hobbes and his Critics, A Study in Seventeenth Century Constitutionalism*, Jonathan Cape, London, pp. 72-85, 114-133.
- (17) Grote, *supra* note 13, p. 63.
- (18) 一例を挙げれば、Tenison, Thomas (1671) *The Creed of Mr. Hobbes Examined*, 2nd edition, London. ホッブズとイギリス国教会の宗教思想における相違については、鈴木朝生『主権・神法・自由——ホッブズ政治思想と一七世紀イギリス——』木鐸社（一九九四年）第二章を参照。
- (19) Grote, *supra* note 13, p. 64.
- (20) *The English Works of Thomas Hobbes of Malmsbury*, 2nd reprint, 1966, Scientia Verlag Aalen, Germany, vol. 6, p. 236.

- (21) Grote, *supra* note 13, p. 64.
- (22) *Ibid.*, p. 66.
- (23) スミスは「正邪の基準を直接的感覚ではなく理性に求めたカドワースをも批判する。『The Theory of Moral Sentiments』, 1976, Liberty Classics, Indianapolis, pp. 503-507.
- (24) 主教区における教会裁判所の裁判官は「主教によって任命され、裁判に関する権限を委譲される。この意味で教会裁判所は教会の権力を行使しているといえる。しかし、裁判官は法律の専門家であり、彼らが教会の権力を行使することについては批判的意見もあった。「聖職者は「自分とは異なる職業の人間によって統括される唯一の団体である」」 Brett, Thomas (1701) *An Account of Church-Government, and Governours*, London, p. 148.
- (25) 教会裁判所の管轄権廃止は 16 Car. 1, c. 11 によるが「民事事件の管轄権は対象から外された。Holdsworth, Sir William (1966) *A History of English Law*, Vol. 1, Methuen & Co. Ltd., London, p. 611. この廃止以前の教会裁判所の活動については「Helmholz, R. H. (1990) *Roman Canon Law in Reformation England*, Cambridge University Press.
- (26) Waddams, S. M. (1992) *Law, Politics and the Church of England: the Career of Stephen Lushington 1782-1873*, pp. 4-5.
- (27) The Special and General Reports Made to His Majesty by the Commissioners Appointed to Inquire into the Practice and Jurisdiction of the Ecclesiastical Courts in England and Wales (*Parliamentary Papers* 1831-1832 / XXIV).
- (28) *Ibid.*, pp. 5-8, 21-22. 特別教区裁判所については Ollard, S. L. ed. (1912) *A Dictionary of English Church History*, A. R. Mowbray and Co., Ltd., London, pp. 453-455 参照。
- (29) Ollard, *ibid.*, pp. 157-159; Stephen, J. F. (1864) 'The Privy Council and the Church of England', *LXIX Fraser's Magazine for Town and Country*, pp. 521-537.
- (30) Robertson, George Croom, VIII *D. N. B.*, p. 730.
- (31) *Ibid.*, pp. 733-734.
- (32) Grote, G. (1831) 'Essentials of Parliamentary Reform', in *The Minor Works of George Grote*. A. Bain (ed.) 1873, pp. 1-55; Halevy, *supra* note 8, pp. 424-425.
- (33) Grote, *ibid.*, p. 4.



- (34) 'Hobbes', 164 *The Quarterly Review*, 1887, p. 426.
- (35) 'The Works of Thomas Hobbes, Malmesbury', 12 *The Christian Remembrancer*, 1846, pp. 99-113.
- (36) *Ibid.*, p. 99; cf. Mintz, Samuel I. (1962) *The Hunting of Leviathan, Seventeenth-Century Reactions of the Materialism and Moral Philosophy of Thomas Hobbes*, Cambridge U. P., pp. 63-109.
- (37) Stephen, Sir Leslie (1961) *Hobbes*, Ann Arbor PAPAERBACKS, The University of Michigan Press, p. 69.
- (38) Aarsleff, Hans (1971) 'Locke's Reputation in Nineteenth-Century England', 55 *The Monist*, no. 3, pp. 395-396.
- (39) Stephen, *supra* note 10, pp. 6, 54.
- (40) Skinner, Quentin (1966) 'Thomas Hobbes and his Disciples in France and England', 8 *Comparative Studies in Society and History*, pp. 153-167.
- (41) O'Malley, Thomas (1986) 'Religion and the Newspaper Press, 1660-1685: A Study of the London Gazette', in *The Press in English Society from the Seventeenth to Nineteenth Centuries*, Michael Harris & Alan Lee (eds.), Associated University Presses, p. 32.
- (42) 'The Copyright Question', 69 *The Quarterly Review*, 1842, pp. 218-9.
- (43) 『このよびを興点とすは最近の研察よりして』 Feather, John (1994) *Publishing, Piracy and Politics An Historical Study of Copyright in Britain*, Mansell, London.
- (44) Blagden, Cyprian (1977) *The Stationers' Company. A History, 1403-1959*, Stanford University Press.
- (45) 'The History of Bookselling in England', 174 *The Quarterly Review*, 1892, p. 167. ただし、検閲の権限はあくまで枢密院その他の官吏にあり、組合の警察機能を過大視すべきではないという見解がある。Feather, *supra* note 43, p. 17.
- (46) Blagden, *supra* note 44, p. 121.
- (47) *Ibid.*, pp. 122-125.
- (48) *Ibid.*, p. 147.
- (49) Feather, *supra* note 43, p. 41.
- (50) Macdonald, Hugh & Hargreaves, Mary (1952) *Thomas Hobbes A Bibliography*, The Bibliographical Society, London, pp.

28-29. 同書が引用する『リヴァイアサン』摘発に関する文書は一六七〇年のものである。

- (51) Stephen, *supra* note 10, p. 22.
- (52) Blagden, *supra* note 44, pp. 148, 165, 174.
- (53) Feather, *supra* note 43, pp. 58-63.
- (54) Belanger, Terry (1982) 'Publishers and Writers in Eighteenth-Century England' in *Books and their Readers In Eighteenth-Century England*, Isabel Rivers (ed.), Leicester University Press, p. 11.
- (55) ギルドの登録簿への記載は、一六六二年の The Printing Act で初めて制定法上の義務とされ、一七一〇年の著作権法においても著作権保護の要件とされた。それ以前はギルド内部の規則に過ぎなかった。Feather, *supra* note 43, pp. 33, 44, 62.
- (56) 'The History of Bookselling in England', 174 *The Quarterly Review*, 1892, pp. 173-4. Chapter Book の呼び名は、St. Paul's Churchyard にあった 'Chapter Coffee House' びやなむ。この呼び名は出版の企画に関する話し合われた。 *ibid.* 181.
- (57) 一八世紀における著作権についての文献については、*The New Cambridge Bibliography of English Literature II*, 1971, CUP, pp. 283-290 参照。
- (58) Belanger, *supra* note 54, p. 15.
- (59) *Donaldson v. Beckett*, II BROWN. 129, in 1 *English Reports* 837; Feather, *supra* note 43, 89-95.
- (60) Belanger, *supra* note 54, p. 15; Feather, *supra* note 43, p. 66.
- (61) この貴族院判決は著作権自体の存在を否定したのではなかった。Rose, Mark (1988) 'The Author as Proprietor: Donaldson v. Becket and the Genealogy of Modern Authorship', 23 *Representations*, pp. 66-70. ちなみに、この判決はマンズフィールドは沈黙を貫き、ブラックストーンは、コモンロー上の著作権の存在を認め、かつ、それが制定法によって何ら制限されていないという立場を取った。ブラックストーンの結論については、*Millar v. Taylor*, 4 BURR. 2411, in 98 *English Reports* 259 参照。マンズフィールドもコモンロー上の著作権が制定法によって否定されているという立場を取る。 *Millar v. Taylor*, 4 BURR. 2395 in 98 *English Reports* 250; Oldham, James (1992) *The Mansfield Manuscripts and the Growth of English Law in the Eighteenth Century*, vol. one, The University of North Carolina Press, pp. 724-729.
- (62) 'The History of Bookselling in England', 174 *The Quarterly Review*, 1892, p. 183.

- (63) Gray, W. Forbes (1926) 'Alexander Donaldson and his Fight for Cheap Books', 38 *Juridical Review*, pp. 180-202.
- (64) Levack, Brian P. (1987) *The Formation of the British State: England, Scotland, and the Union 1603-1707*, Clarendon Press, p. 138. マタム・スミスの『国富論』が出版されるのはこの判決の二年後のことである。
- (65) Barnes, James J. (1964) *Free Trade in Books: A Study of the London Book Trade since 1800*, Clarendon Press, pp. 1-140.
- (66) *Ibid.*, pp. 23-29, 182-187.
- (67) Chapman, John (1852) 'The Commerce of Literature', 57 *The Westminster Review*, p. 554.
- (68) John Henry Martin Bohn (1757-1843) 『ゴッホ』出版業者として成功した長男 Henry George Bohn 『ゴッホ』の記事等からわすかを知り得る。 *The Athenaeum*, 30 August 1884, p. 277; 2 *D. N. B.*, pp. 766-768; Lister, Anthony (1988) 'Henry George Bohn (1796-1884) Bookseller, Publisher and Controversialist', 15 *ABMR*, pp. 54-61.
- (69) Barnes, *supra* note 65, p. 37.
- (70) *Ibid.*, pp. 21-23.
- (71) Heyck, T. W. (1982) *The Transformation of Intellectual Life in Victorian England*, CroomHelm, p. 33. 一口に新聞・雑誌といっても様々である。村上直之『近代ジャーナリズムの誕生 イギリス犯罪報道の社会史から』(岩波書店、一九九五年)はその第二章において、イギリスにおける近代ジャーナリズムの発展を、中産階級以上を対象にする合法的新聞が国家と市場を媒介として労働者階級を対象にする非合法的新聞を駆逐する過程として考察している。
- (72) 'Eton School-Education in England', 52 *The Quarterly Review*, 1834, p. 140.
- (73) Report of Her Majesty's Commissioners Appointed to Inquire into the State, Discipline, Studies, and Revenues of the University and Colleges of Cambridge ( *Parliamentary Papers*, 1852-1853 / XLIV), p. 136.
- (74) 'Law of Libel.—State of the Press', 35 *The Quarterly Review*, 1827, pp. 566-567.
- (75) 'Journalism', 6 *The Cornhill Magazine*, July-Dec. 1862, p. 52.
- (76) *Ibid.*, p. 56.
- (77) 'Greek at the Universities', 134 *The Quarterly Review*, 1873, p. 460.
- (78) 知識の商品化の背景の一つとして、聖書の言葉を特別なものとしなければかの書物の言葉と同列に扱うことを許した枢密院司法

委員会の判決を挙げることもあつた。 J. F. Stephen (1864) 'The Privy Council and the Church of England', *LXIX Fraser's Magazine*, 522; Leslie Stephen, *supra* note 1, Chapter III, Section VII.

(79) Stephen, *supra* note 75, pp. 53-54.

(80) Stephen (1856) 'University Reform: —Cambridge', 2 *The National Review*, pp. 328-356.